

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

【平成 30 年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告（平成 30 年 10 月 10 日実施）に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に報酬改定を行うため所要の改正を行うもの。

2 改正のポイント

一般職の給与改定の例により改正された「青森市特別職の職員の給与に関する条例」（平成 17 年条例第 49 号）の改正内容に準じ、本学役員の賞与（期末手当）の支給率を 5/100 上乗せすること。

3 具体的な規程の改正内容(期末手当の率の上乗せ)

(1)平成 30 年度分【年間支給率：320/100】

・12 月期の「165/100」を「170/100」に改める。

(2)平成 31 年度分【年間支給率：320/100】

①6 月期の「150/100」を「160/100」に改める。

②12 月期の「170/100」を「160/100」に改める。

4 施行期日

- ◆ 3－(1)については決裁日。
- ◆ 3－(2)については平成 31 年 4 月 1 日。

5 適用年月日

- ◆ 3－(1)については、平成 30 年 12 月 1 日から遡及適用する。